

在留確認調査の実施について（ご協力のお願い）

令和8年8月3日

現在、当館に在留届を届け出られた方の在留確認調査を実施しています。

この調査は、災害等の緊急事態が発生した際、在留邦人の皆様の安否確認や必要な情報を提供するための連絡が迅速に行えるよう、在留状況を確認させていただくものです。

在留届に登録されている電話番号やメールアドレスに担当者が連絡を差し上げることがございますが、上記の趣旨をご理解の上、本調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 在留確認調査の対象者（一例）

- 既に滞在期間を超過している方（滞在期間に登録していない方）
- 送受信が可能なメールアドレスに登録していない方
- 電話番号に登録していない方

2 在留届とは

在留届は、緊急事態や事件・事故が発生した際に、在外公館が速やかに在留邦人の安否を確認し支援を行ったり、メールによる情報提供を行ったりする際に欠かせない資料です。

また、パスポートや証明のオンライン申請に必要なほか、在外選挙人名簿登録申請をする際にも利用されます。

3 届出の方法

（1）新規届出、変更届、帰国・転出届

オンライン在留届（ORRネット）を通じて行ってください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

（2）日本出発前の事前届出

日本から海外に転出される方は、住所が確定していなくても、現地到着の90日前から在留届が提出できます。これにより、日本出発前でも、現地の在外公館が発出する安全情報や海外生活に役立つ情報等をメールで受け取ることができるようになりますので、早めの届出をお願いいたします。